

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成27年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成27年7月3日(金) 午前10時00分～午前11時50分
開 催 場 所	403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：川島会長、福本副会長、佐々木委員、高橋委員、乃一委員、森本委員、森林委員 欠 席 者：加園(和)委員、加園(光)委員、福澤委員 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主査(文書グループ)、文書情報課主事(法規グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の副会長の互選について 議題(2) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について(諮問) 議題(3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 互選の結果、副会長に福本委員が選任される。 議題(2) 本日の質問とは別に意見、質問があれば「武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正に伴う意見書」にて、7月10日(金)までに事務局へFAX送信をすることとする。各意見を踏まえ、7月21日頃に事務局より答申案のタタキ台を各委員に送付し、来月3日までに、内容を確認してもらうこととする。 議題(3) 次回の個人情報保護審議会の開催日は8月12日(水)を予定し、事務局において各委員の出席確認をすることとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 本来であれば報告事項から進めていくところですが、平成27年3月31日付で細谷委員が退任されたことから、本審議会の副会長を新たに互選する必要があるため、議題(1)武蔵村山市個人情報保護審議会の副会長の互選についてまず御協議願います。 議題 (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の副会長の互選について ○ 副会長を互選により選任してください。 ～ 副会長の選任 ～ ○ 互選の結果、副会長に福本委員が選任されました。 ～ 副会長 挨拶 ～ 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

○ 報告事項についてですが、御異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(7)までを一括での報告とさせていただきますようお願いいたします。

○ 異議なし。

○ それでは、報告事項(1)から報告事項(7)まで、事務局に報告を求めます。

● 報告事項に入る前に、細谷委員の退任に伴い、森林委員が審議会委員に着任しておりますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

～森林委員 挨拶～

【説明要旨】

● 報告事項(1)から報告事項(7)まで、一括して報告します。

まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。

会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。

この表は、平成27年5月31日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。

この件数は、この後、報告事項(2)から(4)までで報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出を反映した件数となっております。

2ページの下合計欄を御覧ください。5月31日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、599件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の3ページ及び報告資料としている冊子の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「空家実態把握調査に関する事務」ほか9件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。なお、No.2の「臨時福祉給付金支給事務」についてですが、個人情報の保有開始年月日が平成26年6月13日でございますが、本来であれば昨年度の第2回目の審議会にて報告すべきところでしたが、主管課からの届出が遅れたため今回、報告とさせていただきます。

開始の届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページから8ページまでのおりです。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の4ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更の届出については、「武蔵村山市避難行動要支援者名簿作成事務」ほか1

21件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

変更の届出に係る事項の詳細については、報告資料の11ページから79ページまでのとおりです。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の5ページ及び報告資料の83ページを御覧ください。

条例第6条第2項の規定による個人情報を取り扱う業務の廃止の届出については、「臨時福祉給付金支給事務」ほか1件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

なお、臨時福祉給付金支給事務は開始の際に説明したものと同様です。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の83ページのとおりです。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の6ページ及び報告資料の87ページを御覧ください。

条例第6条第3項の規定による個人情報の利用状況の届出については、「各種団体役員名簿管理業務」ほか533件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の87ページから134ページまでのとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の7ページ及び報告資料の137ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の目的外利用の届出については、「臨時福祉給付金支給事務」による「児童扶養手当支給事務」の保有個人情報の目的外利用ほか15件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の137ページから143ページまでのとおりです。

最後に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の8ページ及び報告資料の147ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出については、「住民基本台帳事務、戸籍事務」ほか60件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の147ページから168ページまでのとおりです。

説明については以上です。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 開始の届出の中で、「空家実態把握調査に関する事務」とあり、個人情報の取得方法として外部提供となっていますが、外部提供とは具体的にどのようなものですか。
- 登記簿謄本で確認した所有者の氏名、住所等だと思われるが、防災安全課に確認し、この後に報告します。
- 続いて、報告事項(8)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

議題

(2) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

○ 事務局より説明願います。

【説明要旨】

● 会議次第 11 ページ、諮問書 3 ページから 4 ページを御覧ください。改正の概要ですが、御案内のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成 25 年 5 月に公布され、番号法の施行期日を定める政令により、本年 10 月 5 日に施行されることとなります。番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報及び情報提供等記録については、従来の個人情報よりも更に厳格な保護措置を講ずることとされており、地方公共団体に対し、番号法の趣旨に沿って、必要な措置を講ずることを義務付けています。このため、本市でも特定個人情報等の取扱いについて番号法と同様に、武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正を行う必要がございます。これに伴い、特定個人情報等の定義についてほか 6 点について本審議会にお諮りするものでございます。

諮問書の 4 ページを御覧ください。

(1) 特定個人情報等の定義について

● アの特定個人情報の定義についてですが、特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に、特定個人情報とは、12桁の個人番号をその内容に含む個人情報と定義されていることから、条例に番号法と同様、特定個人情報の定義について規定するものです。

イの情報提供等記録についてですが、情報提供等記録とは、特定個人情報の提供の求め及び提供の記録のことを指します。番号法第 23 条では、この情報提供等記録を保存しなければならないとしており、情報提供等記録の定義について、条例に規定し特定個人情報に取扱いについて透明性を図るものです。

ウの保有特定個人情報の定義についてですが、保有特定個人情報とは、保有する個人情報であって、特定個人情報に該当するものを指します。現行条例で規定されている保有個人情報の定義と区別するため、条例に保有特定個人情報の定義について規定するものです。

(2) 特定個人情報の収集等の制限について

● 諮問書の 5 ページ及び資料 1 の 5 ページから 6 ページ、番号法の第 19 条、第 20 条を御覧ください。番号法第 20 条では、番号法第 19 条に規定された 14 項目の場合を除き、特定個人情報を収集・保管をしてはならないと規定していることから、番号法の趣旨に基づき、条例で特定個人情報の収集等の制限について規定するものです。

(3) 保有特定個人情報の利用・提供の制限について

● 諮問書の 5 ページから 6 ページ及び資料 1 の 3 ページ、番号法の第 9 条第 1 項を御覧ください。まず利用の制限についてですが、番号法第 9 条第 1 項において、国の行政機関や地方公共団体等には個人番号を利用することができる範囲を限定するとともに、保有特定個人情報は、原則、目的外利用を禁止しています。また、番号法第 29 条で、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合は、例外的に目的外利用ができること、ただし、その目的外利用により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、目的外利用できないとされていることを踏まえまして、保有特定個人情報の利用の制限について、条例で保有特定個人情報の利用の制限を規定するものです。番号法第 29 条では「行政機関個人情

報保護法」の読み替え規定が置かれております。行政機関個人情報保護法とは、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた法律ですが、番号法のうち、第29条で規定する特定個人情報については、この行政機関個人情報保護法は適用されず、この読み替え規定に基づき、規定されております。本日お配りした資料2の1ページを御覧ください。右側が読み替え前の行政機関個人情報保護法で、左側が読み替え後の行政機関個人情報保護法となっております。1ページの第8条は、利用及び提供の制限の規定ですが、読み替え前の規定では、「保有個人情報は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外で利用、提供してはならないとされていますが、読み替え後は、保有個人情報は、利用目的以外の目的のため自ら利用してはならない」とされております。また、読み替え前の第2項では、「第1項の規定に関わらず、次の各項のいずれかに該当する時は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」と規定されております。具体的には、第1号のように「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」等ですが、読み替え後は、第1号の規定どおり、読み替え前の2号から4号は適用されず、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定されています。同じく、番号法第30条は、「情報提供等記録」の読み替え規定となっており、この行政機関個人情報保護法は適用されず、この読み替え規定に基づき、規定されております。具体的には、資料2の7ページから11ページのとおりとなっております。次に、諮問書の6ページ及び資料1の5ページ、番号法第19条を御覧ください。特定個人情報の提供の制限についてですが、番号法第19条各号に規定されている以外、特定個人情報の提供は制限されることから、特定個人情報の提供の制限について、条例でも規定するものです。

(4) 任意代理人による開示請求について

- 諮問書6ページ及び資料1の7ページから12ページ、番号法第29条及び第30条を御覧ください。現行条例では、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求ができると規定しておりますが、番号法第29条及び第30条では法定代理人以外の本人の委任による代理人、いわゆる「任意代理人」からの開示請求を認めていることから、条例で任意代理人による開示請求について規定するものでございます。

(5) 保有個人情報の提供先等への通知について

- 諮問書の6ページから7ページ及び資料1の12ページ、番号法第31条を御覧ください。番号法第31条では、地方公共団体における、特定個人情報の取扱いは地方分権の観点から、一律に番号法で規定することは望ましくなく適切な取扱いを確保するため、本人が特定個人情報及び情報提供等の記録を確認できるよう必要な措置を講じなければならないとしていることから、条例で保有個人情報の提供先等へ遅滞なく通知することを規定したものです。

(6) 利用停止等の請求について

- 諮問書の7ページ及び資料1の7ページから12ページ、番号法第29条及び第30条を御覧ください。利用停止等の請求とは、実施機関における個人情報の適切な取扱いを確保する趣旨から、不適切な取扱いがあると認めるときに、その保有個人情報の利用の停止を求めることができる権利のこととございます。番号法第29条及び第30条

で、情報提供等記録以外の保有特定個人情報に利用の停止等は認められていないことから、条例でこれを適用除外とするものです。

(7) 受託者等の責務について

- 諮問書の7ページから8ページ及び資料1の4ページ、番号法第10条を御覧ください。改正の背景ですが、行政機関や地方公共団体、民間事業者において業務の委託が広く行われている現状や、これまでの個人情報の漏えい事故において再委託先から情報漏えいしている事例があること、また番号法第10条で個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部を再委託することができることとされています。このため、受託者等の責務について、条例で「個人情報を取り扱う事務を受託したもの」の後に、「再委託したものを含む。」を追加するものです。

3 今後のスケジュールについて

- 今月1日から30日までの間、当該条例改正案におけるパブリックコメントを実施しております。スケジュールの都合上、審議会開催前にパブリックコメントを開始していますが、御理解くださるようお願いいたします。本審議会の答申につきましては、本日の審議会での御意見等を踏まえ、事務局でタタキ台を作成し、8月の審議会で答申書の審議を予定しております。その後、本審議会からの答申、及び先のパブリックコメントでの意見等で修正すべき意見があった場合には、これを反映し、改正条例案を作成します。その後、9月の市議会定例会に上程いたします。改正個人情報保護条例の施行日については、番号法と同様に平成27年10月5日となる予定でございます。説明については、以上でございます。

【主な意見等】

- 説明が終わりました。御質問、御意見があればこの場で確認し、それ以外に御意見等があれば次回の会議までに検討していただき事務局に提供をするという流れでお願いしたいと思います。

それでは、本日再配布された諮問書に記載された事項について1項目ずつ諮問内容について御意見を伺っていききたいと思います。

(1) 特定個人情報等の定義について

諮問書4ページ、特定個人情報等の定義について御意見等あればお願いします。

- ビックデータを重ねると個人情報を特定できてしまうかと思いますが、重ねて分かってしまった場合、責任の所在はどこにあるのでしょうか。

- 個人番号は番号法に提供できる場合が限定されていることから外部に漏れることは想定しにくいと考えております。

- 番号法での取扱いはどのようなものなのでしょうか。

- 資料1の番号法6ページの第20条に、収集・保管の制限について規定されています。また収集できる場合は第19条に記載されております。具体的には、職員が本人より個人番号を提供される場合等に限り収集ができるなど規定されているものです。条例では特定個人情報の規定はないため、番号法の趣旨を条例に反映させているものであります。

- 罰則は番号法で対応するのでしょうか。

- そのとおりです。

- この後、暫時休憩を取りますが、その前に事務局より何かありますか。

- 先ほど、会長からも説明がありましたが、今回、事務準備の関係で資料配布が2日前となったことから、本日は各委員から御意見、御質問をお寄せいただき、追加で御意見等があれば別に意見書を作成しましたので、7月10日までに提出していただきたいと考えております。

～ 暫 時 休 憩 ～

(意見書配布)

～ 会 議 再 開 ～

- 先ほど報告事項の際に保留となっておりました「空家実態把握調査に関する事務」について説明します。

「空家実態把握調査に関する事務」の流れでございますが、まず、シルバー人材センターに、市内の空き屋確認を依頼します。シルバー人材センターから空家と報告されたところについて防災安全課が現地調査をし、その後、市内の方であれば本市の課税課、市外の方であればお住まいの各自治体の課税課に土地台帳の閲覧により所有者の住所、氏名を確認し、書類を郵送します。郵送した書類が返戻された場合、課税課の納税通知書発送状況を確認し、所有者の住所、記載されていれば生年月日、電話番号を取得するというところでございます。

- 今の説明について一部修正いたします。空家家屋でございますので、まずは武蔵村山市の課税課に確認をします。その後、その所有者が他市にいる場合は他市の市民課等に住民票を公用請求することになります。例えば、登記簿上立川市に在住している方に納税通知書を送付し、その納税通知書が返戻され、課税課で調査をしたところ、国立市にすることが分かっているというような場合は、本市の課税課で既に情報があるということになりますので、本市の課税課から情報提供が受けられるということでございます。

- 分かりました。今後は外部提供で情報取得する場合は、具体的な収集方法を記載していただきたいと思っております。

- 承知しました。

- それでは議題に戻ります。

- 特定個人情報等の定義についてですが、既に質問したところなので、特になければ次にいきたいと思っておりますが、御意見はございますか。

- 条例の第2条には第1項から第6項までであるが、既存のものも生きるということになるのでしょうか。

- 特定個人情報の定義を第3項に、情報提供等記録の定義を第4項に、第5項は既存の保有個人情報の定義について項番を繰り下げたものであり、保有特定個人情報の定義を第6項に入れ込むということです。

(2) 特定個人情報の収集等の制限について

- 特定個人情報等の定義について意見を求めます。第7条の2の見出しでは、特定個人情報の収集等となっているが、この等とは、第2項の保管も指しているためこのような表現となっているということでしょうか

- そのとおりです。

- 第7条の2で保管してはならないとなっているが、保管の意味についてはどのようなことでしょうか。

- 保管とは保有のことであって、情報の保存、格納ということですか。

- 分かりました。
 - 特定個人情報の収集については番号法第20条で規定されており、条例で規定しなくてもよいが、確認的に条例で規定しているものです。
- (3) 保有特定個人情報の利用提供の制限について
- 条例第8条の2のただし書きで、「不当に侵害」とは具体的にどのようなものなのでしょうか。
 - 具体的に事例があり、このような記載をしているのではなく、今後発生しうる権利侵害を保護するため、このような記載方法としているものです。
- (4) 任意代理人による開示請求について
- 御意見等があればお願いします。
 - ～意見なし～
- (5) 保有個人情報の提供先等への通知について
- 諮問の趣旨とは違うかもしれませんが、条例第16条は訂正等の通知について規定していることから、第16条の6で規定するというよりは第17条と条を起こしてもよいのではないのでしょうか。
 - 御指摘のとおり、第16条で訂正関係を規定しています。番号法では提供先等へも訂正の通知をすることになっていることから、訂正の関連として第16条の6としたものです。
 - 第16条の6で「必要があると認めるときは」と規定されているが、具体的にはどういったものなのでしょうか。
 - 具体的な事例があるわけではありません。
 - 第16条の6で「書面で通知する」とあるが、書面のみで通知することの理解でよろしいのでしょうか。また第2項では「通知する」とのみの記載であるが、これは書面に限らないのでしょうか。
 - 番号法で規定されている情報というのが中間サーバーを経由してとしており、書面のみではなくデータでの通知も考えられることから第2項は書面でとしていないものです。
 - SNSで一度掲載すると中々削除できない、いわゆるネットタトゥーという状況があるので、書面であれば削除できるものであるから評価できると思います。
- (6) 利用停止等に請求について
- 番号法第29条及び第30条の中では、保有特定個人情報についての利用の停止、消除又は提供等の停止（以下「利用停止等」という。）となっているが、条例第17条では、「当該保有個人情報の利用の停止又は消除」となっており、提供の停止とは記載がないため、番号法の規定と整合性がとれるのでしょうか。
 - 番号法第31条に特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止とあるが、これまでの個人情報保護条例で消除としていることから、このような記載にしております。
 - 諮問書の説明文の中には「提供の停止」と記載されているが、改正条例案の中では記載がないことについてはいかがでしょうか。
 - 確認いたします。
- (7) 受託者等の責務について
- 御意見等があればお願いします。
 - ～意見なし～
 - 意見はないようですので、次にいきたいと思います。
その前に1点補足をさせていただきます。次の議題(3)と重複しますが、先ほど休憩中に配布した意見書を7月10日までにお送りいただ

	<p>きたいと考えております。今後の具体的な日程としては、次の会議を8月10日に予定しており、その会議の会議資料となる答申案を7月21日頃に答申案のタタキ台として送付したいと思っております。答申案について8月3日当たりまでに確認をいただき、8月5日頃に第2回の会議資料を送付する予定でおりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>議題(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ア 第2回個人情報保護審議会の開催について事務局より説明を求めます。 ● 次回の審議会の開催についてですが、答申案の御審議をお願いする予定でおります。現段階では8月10日の午後に予定していますが、会議室は10日、11日、12日の3日間が空いてございますので、御審議の上、日程を決定していただければと考えております。 ○ 事務局としては作業手続上、12日以降は、どうでしょうか。 ● 7月21日頃に送付予定の答申案に大幅な御指摘や修正がなければ問題はございません。 ○ 今日の段階では次回は12日の午後とし、本日欠席者に事務局より予定を確認してもらい、もしも参加者が6人以下となるようであれば、事務局において日程を再調整してもらおうということでしょうか。 ● 承知しました。 <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">[</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <p style="font-size: 2em;">]</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書情報課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------